

船舶事故調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年2月28日（木） 06時39分ごろ
発生場所	広島県尾道市細島北西方沖 尾道市所在の長太夫礁灯標から真方位305° 480m付近 （概位 北緯34° 22.5′ 東経133° 08.1′）
事故調査の経過	平成25年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 光洋丸、9.1トン EH2-5128（漁船登録番号）、個人所有 13.55m（Lr）×3.58m×1.23m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和61年12月1日 B 遊漁船 オーフリー、5トン未満 260-30211広島、個人所有 9.47m（Lr）×2.66m×0.81m、FRP ディーゼル機関、169.2kW、平成4年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年9月10日 免許証交付日 平成23年6月15日 （平成29年4月21日まで有効） B 船長B 男性 41歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年2月1日 免許証交付日 平成20年12月16日 （平成25年12月15日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（船長A） B 不明
損傷	A 操舵室左舷側を破損 B 右舷船首部に破口を伴う亀裂
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、細島北西方沖を約13ノットの対地速力で手動操舵によって東進中、船長Aが、左舷前方約2～3

	<p>kmにB船を視認し、A船は保持船の立場であり、B船が避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で航行した。</p> <p>A船は、同じ針路及び速力で航行中、平成25年2月28日06時39分ごろ、長太夫礁灯標から真方位305°480m付近において、A船の左舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客を乗せ、細島北西方沖を航行中、A船と衝突した。</p> <p>A船は、海上保安部に118番通報したのち、自力で広島県尾道糸崎港に帰港し、船長Aが、左腹部及び左足に打撲傷を負った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波 なし、潮汐 低潮時</p>
その他の事項	A船は、汽笛を装備していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A船は、細島北西方沖を東進中、船長Aが、A船は保持船であり、B船が避けてくれるものと思い、針路及び速力を保持して航行したことから、A船とB船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、細島北西方沖を航行中であつたものと考えられるが、船長Bから調査に係る協力が得られなかったため、B船の動静及び船長Bの行動を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、細島北西方沖において、A船が東進中、B船が航行中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行い、接近する船舶を認めた場合には、汽笛を吹鳴するなどして注意を喚起すること。